

県内企業M&A支援奨励金 交付要領

1 目的

この要領は、福井商工会議所が実施する、県内企業M&A支援奨励金交付事業（以下、「交付事業」という）に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 交付事業の内容

福井商工会議所は、親族内に候補がいらないなど後継者問題に悩む企業に対して、従業員や産地内企業、県外からの移住者など、第三者への事業承継を支援するため、売り手または買い手に対する県内企業M&A支援奨励金（以下、「M&A奨励金」という。）を交付する。

3 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- ① 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。
- ② 「県内中小企業者」とは、福井県内に主たる事業所を有する中小企業者をいう。
- ③ 「大企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない会社・個人で、事業を営む者をいう。
- ④ 「みなし大企業」とは、以下のものをいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ⑤ 「事業承継」とは、会社においては、先代経営者が代表取締役を退任し、後継者が代表取締役に就任かつ株式の過半数超を保有することや、会社が営む事業について、その屋号や経営資源等の複数を後継者に承継し、その事業を継続させることなどをいい、個人事業主においては、商号（屋号）や経営資源等の複数を承継（現代表は廃業届を後継者は開業届を提出するなど）し、その事業を継続させることをいう。
- ⑥ 「親族」とは、配偶者、直系血族、3親等内の傍系血族または3親等内の姻族をいう。
- ⑦ 「第三者」とは、親族以外の者をいう。
- ⑧ 「同族関係者」とは、親族、親族が総株主または総社員の議決権数の過半数を有する会社、その子会社またはその孫会社をいう。
- ⑨ 「事業引継ぎ」とは、事業譲渡や株式譲渡などにより、事業の全部または一部を同族関係者以外の者に事業承継することをいう。
- ⑩ 「県外」とは、福井県以外の地域をいう。
- ⑪ 「移住」とは、福井県外から住民票を移して福井県内に居住することをいう。
- ⑫ 「売り手」とは、事業承継にあたり事業を譲り渡す者をいう。
- ⑬ 「買い手」とは、事業承継にあたり事業を譲り受ける者をいう。
- ⑭ 「移住者」とは、各年度の4月1日の1年前から本奨励金の申請時までに、福井県外から移住をしてきた者で、住民票を移す直前に、連続して5年以上、県外に在住していた者をいう。
- ⑮ 「居抜き」とは、売り手が経営していた事業を廃止した状態で、店舗など事業用建物や設備・備品等のみが、元のまま買い手に譲渡または賃貸されることとする。

4 交付対象者

- (1) 奨励金交付事業の対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は次に掲げる要件を満たす者とする。

以下のすべての要件を満たす事業引継ぎを行った事例について、売り手および買い手に対して、M&A奨励金を交付する。

【売り手・買い手共通要件】

- ① 同族関係者以外の県内または県外中小企業者等が、代表者の年齢が60歳^{※1}以上の県内中小企業者が実施してきた地域経済の維持発展に貢献している事業を引き継ぐこと。

※ただし、

- ・婚姻や養子縁組により同族関係者となった県外からの移住者は交付対象とする。
- ・無償譲渡や事業引継ぎの実態のない居抜き、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等にかかる事業引継ぎは交付対象外とする。

- ② 福井県事業承継・引継ぎ支援センターに、事業引継ぎを行う日の3か月以上前から相談を行った上で、令和5年3月1日以降に事業引継ぎを行ったこと。
- ③ 県税その他公課の滞納がないこと。

【売り手要件】

- ① 県内中小企業者^{※2}またはその代表者であること。
- ② 代表者の年齢が60歳以上^{※1}であること。
- ③ 親族内に後継者が不在であること。

【買い手要件】

- ① 県内中小企業者^{※2}またはその代表者、あるいは創業希望者等の個人であること（ただし、県外からの移住者も対象とする）。
- ② 代表者の年齢が50歳未満^{※1}であること（ただし、50歳以上^{※1}であっても、役員や従業員として1年以上の勤務経験を有する、または事業承継計画に記載された50歳未満の後継者がいる場合は、対象とする）。
- ③ 申請日時時点で「パートナーシップ構築宣言」登録企業であること（※「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において宣言が公表されていること）。
- ④ （県外中小企業者（移住者）の場合）買い手となる中小企業者の代表者または役員、創業希望者等の個人が、申請日までに福井県内に移住し、かつ、継続して5年以上居住する意思を有していること。また、移住者が引継ぎにより売り手の中小企業者の代表となること。

※1 最終契約時の年齢で判断する。

※2 資本金の額が5千万円を超える者、みなし大企業は除く。フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者については、売り手がフランチャイズ契約による事業を行っている場合および買い手が事業引継ぎを経てフランチャイズ契約による事業を行う場合は除く。

ただし、サーチファンド投資会社または組合（県産業労働部経営改革課の「福井の社長人材誘致支援プロジェクト」募集要項に挙げるもの）を活用した事業引継ぎの事例の場合は、売り手、買い手ともに奨励金交付事業の対象とならないものとする。

- (2) 奨励金交付事業の対象となる上記の事例に加え、買い手が県内中小企業者またはその代表者で、売り手が県外中小企業者またはその代表者の場合についても、買い手に限り交付対象者とする。

この場合、4(1)の交付対象者の要件について、次のように読み替え・追加をする。

【売り手・買い手共通要件】(読み替え)

- ① 同族関係者以外の県内中小企業者等が、代表者の年齢が60歳以上^{*1}の県外中小企業者が実施してきた、当該地域経済の維持発展に貢献している事業を引き継ぐこと。

【売り手要件】(読み替え)

- ① 県外中小企業者^{*2}またはその代表者であること。

【買い手要件】(4(1)の④を要件から除き、以下を追加)

- ④ 事業引継ぎにより、県内から本社機能等が県外に転出しないこと。

- (3) その他、福井商工会議所が適当でないと判断した場合は奨励金交付対象外とすることができる。

また、事業引継ぎの事例で、上記要件によらない場合においては、別途福井商工会議所と福井県で協議を行った上で、適当と認めたものについては交付対象とすることができる。

5 交付申請期間

奨励金の申請期間は、公募開始日から令和6年2月29日までとする。

6 奨励金の額

- (1) 福井商工会議所は、予算の範囲内において、以下の通りM&A奨励金を交付する。奨励金の交付は、1者につき1回とする。

| 対象者 | 交付額 |
|-----|------|
| 買い手 | 50万円 |
| 売り手 | 50万円 |

また、4の交付対象者の要件を満たす事例であれば、売り手または買い手片方のみの申請・交付であってもよい。

- (2) 買い手が県内中小企業者またはその代表者で、売り手が県外中小企業者またはその代表者の場合には、県内の買い手にのみ50万円を交付することとする。

7 公募およびその広報

- (1) 福井商工会議所は、本奨励金交付要領に規定する交付事業について公募する。
- (2) 福井商工会議所は、本奨励金交付要領に規定する交付事業に関して、奨励金交付申請書等の提出先、提出期限、提出書類、その他交付事業の募集に関し、必要な事項を広報するものとする。
- (3) 福井商工会議所が(1)の規定により行う広報は、福井商工会議所の主たる事務所の掲示場に掲示するほか、定期刊行物、ホームページ等への掲載など適切な方法により行うものとする。

8 奨励金の交付申請

奨励金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は4に規定する交付対象者の要件を満たした日以降、交付申請期間内に、交付申請書（様式第1）を作成し、福井商工会議所に提出するものとする。

9 奨励金の交付決定

- (1) 福井商工会議所は、前条の規定による申請があったときは、確認および必要な調査等を行い、奨励金の交付または不交付の決定を行うものとする。なお、交付の決定については、予算の範囲内で行うものとする。
- (2) 福井商工会議所は、前項の決定をしたときは、奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

10 奨励金の請求

前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）が、奨励金の交付を請求しようとするときは、交付請求書（様式第3）を福井商工会議所に提出しなければならない。

11 交付決定の取消および返還命令

- (1) 交付決定事業者は、奨励金において次の要件のいずれかに該当する場合は、奨励金の全額を返還しなければならない。ただし、災害および交付決定事業者本人の死去や疾病等やむを得ない事情があると福井商工会議所が認めた場合についてはこの限りではない。

【買い手・売り手共通】

- ① 事業譲渡契約や株式譲渡契約など事業引継ぎにかかる契約を破棄した場合
- ② 交付対象者の要件等を満たさず交付対象外であるにも関わらず申請を行うなど、虚偽の申請等を行った場合

【売り手の場合】

- ① 事業に必要な技術やノウハウなどの経営資源の引継ぎに協力しなかった場合

【買い手の場合】

- ① 事業引継ぎ後、3年以内に会社都合の解雇や退職勧奨を行い、雇用維持を図らなかった場合
- ② 事業引継ぎ後、3年間、引継いだ事業の維持を図らなかった場合
- ③ （移住者の場合）奨励金の交付決定日から5年未満で福井県から県外へ転出した場合

- (2) 福井商工会議所は、交付決定事業者が上記の要件のいずれかに該当する場合には、奨励金の交付決定の全部を取り消すことができるものとする。
- (3) 福井商工会議所は、前項の規定に基づき奨励金の交付決定を取り消す場合には、奨励金交付決定取消通知および返還命令書（様式第4）により、期日を定めて、奨励金の返還を命ずることができる。また、奨励金返還を求められた交付決定事業者は、福井商工会議所が定める期日までに返還しなければならない。

1.2 加算金および延滞金

- (1) 交付決定事業者は、福井商工会議所から1.1に基づく奨励金の返還を求められたときは、返還を求められた奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (2) 交付決定事業者は、福井商工会議所から奨励金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) 福井商工会議所は、(1)および(2)においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金または遅滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

1.3 報告等

- (1) 交付決定事業者は、奨励金交付事業に関して、福井商工会議所から調査協力依頼等があった場合は協力するものとする。
- (2) 交付決定事業者は、以下の事項に該当するようになった場合は、福井商工会議所に対しその旨を報告しなければならない。
 - ①事業引継ぎ後、3年以内に会社都合の解雇や退職勧奨を行い、雇用維持を図らなかった場合
 - ②事業引継ぎ後、3年間、引継いだ事業の維持を図らなかった場合
 - ③（移住者の場合）奨励金の交付決定日から5年未満で福井県から県外へ転出した場合
 - ④事業譲渡契約や株式譲渡契約など事業引継ぎにかかる契約を破棄した場合

1.4 事業引継ぎの事例の紹介

福井商工会議所は、奨励金を交付した事業引継ぎについて、申請者および事業引継ぎの相手方の同意を得た上で、ホームページ等で、事例の紹介をすることができる。

1.5 その他の事項

福井商工会議所は、奨励金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について別に定めることができる。

附則

（施行期日）

本交付要領は令和3年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

本交付要領は令和4年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

本交付要領は令和5年4月7日から施行する。

附則

（施行期日）

本交付要領は令和5年5月22日から施行する。

補足 奨励金支給のパターン分けについて（県内・県外の別）

| 買い手 売り手 | 県内 [※R 4. 3以前に移住済みの者はここに含む] | 県外 [R 4. 4～申請日までに移住] | 県外 [移住せず] |
|------------|--------------------------------------|---------------------------|----------------|
| 県内 | ◎ | ◎ | × |
| 県外 | × <div style="float: right;">○</div> | 対象外（県外×県外） | |

◎：売り手、買い手ともに受給可能

○：受給可能

×：受給不可